

平成23年4月13日

於・総務省10階1002会議室

第965回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
○電波監理審議会の資料の公表について	1
3. 諮問事項（総合通信基盤局・情報流通行政局関係）	
（1）電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について（諮問第9号）	3
（2）無線従事者規則の一部を改正する省令案について（諮問第10号）	7
（3）登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案について（諮問第11号）	11
（4）放送用周波数使用計画の一部変更案について（諮問第12号）	17
（5）放送法施行規則、電波法施行規則、無線局免許手続規則、放送局の開設の根本的基準及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について（諮問第13号）	20
（6）周波数割当計画の一部変更案について（諮問第14号）	21
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	

○日本放送協会平成21年度業務報告書に付する総務大臣の意見について	50
5. 閉 会	57

開 会

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

議決事項

○電波監理審議会の資料の公表について

○原島会長 初めに、電波監理審議会決定第2号「電波監理審議会の資料の公表について」、高橋幹事からお手元に配付しております委員打合せ資料の案について、説明をお願いいたします。

○高橋幹事 委員打合せ資料でございます。内容につきましては既に検討させていただいた中身でございます、4ページでございます。これが改正後の電波監理審議会決定第2号という中身になっております。1項から5項までございまして、会議の公開、議事要旨、議事録、審議会の資料、公表の方法ということになっております。

私の方から以上です。よろしくをお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○山本委員 よろしいでしょうか。内容にかかわる問題ではなくて、単に表現の問題なんです、2ページ、4の「審議会の資料」とあるところの、「当事者若しくは第三者の権利若しくは利益、又は、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由がある」とあるのですけれども、これはこのままですと「権利もしくは利益」に「著しい支障を及ぼすおそれ」というつながりになるのですね。

○原島会長 厳密に言うと、「第三者の権利若しくは利益が損なわれ、又は」という感じになりますかね。

○山本委員 はい。ですから、この表現ですとやや日本語として不自然かなと思いますので、「権利若しくは利益が害される場合、又は、公正かつ中立な審議に」、「著しい」という言葉が要るのかどうかわかりませんが、「支障を及ぼすおそれがある場合等相当の理由がある」としたらいかがかと思います。

○原島会長 これは今変更しても別に大丈夫ですね。

○高橋幹事 大丈夫です。

○原島会長 影響はありませんね。

○高橋幹事 はい。結構です。

○原島会長 それでは、「審議会の資料は、審議会終了後速やかに公表するものとする。ただし、公表することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益が害される場合、又は、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある場合」。

○山本委員 「等々」ですか。

○原島会長 「場合等の相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を公表しないこととすることができる」。

○山本委員 最後も少し重なっている感じですね。

○原島会長 これは別に法律用語ではないですから。

○山本委員 いや、法律用語でもこうは言わないのではないかと思いますけれども、「公表しないことができる」ですか。

○原島会長 「しないことができることとする」。

○高橋幹事 「しないことができる」。

○原島会長 「しないことができる」で十分ですね。よろしいでしょうか。そのように一部訂正の上、ご承認いただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、本件についてはお手元に配付しております委員打合せ資料の一部訂正の上、議決してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

総務省に対しましては、別途事務局を通じ、本決定を通知することといたします。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局・情報流通行政局関係)

(1) 電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第9号)

○原島会長 それでは審議に入ります。本日諮問されました、諮問第9号「電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について」につきまして、巻口衛星移動通信課長から説明をお願いいたします。

○巻口衛星移動通信課長 衛星移動通信課長の巻口でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、今、ご指示がありましたように、諮問第9号説明資料に基づきまして、「電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について」、ご説明申し上げます。

資料のクリップを外していただきますと、後ろの方にそれぞれの省令の改正案が載っておりますが、一番上に2枚の説明資料がありますので、これに基づいてご説明させていただきたいと思っております。最初に1枚おめくりいただきますと、絵の入った資料がありますので、そちらがわかりやすいかと思っておりますので、そちらの方でまずはご説明させていただきたいと思っております。

本件は、ヘリサットと呼ばれますヘリコプター衛星通信システムの導入に向けた制度整備に関するものでございます。今般の東日本大震災は申し上げるまでもありませんけれども、大災害等の状況におきまして、消防、警察などの危機管理対策機関がヘリコプターを活用して、上空から被災地の状況を迅速に把握して、それに応じた的確な出動、あるいは応援指示といった対策を速やかに講じることが重要だという状況にございます。

ヘリコプターを用いました現状のそうしたシステムにつきましては、この絵の入った資料の左上に現行システムと書いた図がございます。この図にございますとおり、ヘリコプターから、地上の中継基地局を使って映像等を送信するというのが現行のシステムでございます。これはヘリテレと呼ばれるシステムでございますけれども、このシステムですと、ヘリコプターから電波が届く範囲がせいぜい半径数十キロということにございますし、また山がちな地域などでは、その山陰で電波が届かないといったこともあります。また、そういった結果、カバー範囲の制約がかなりあるというものでございます。また、そもそも地震などで地上の基地局そのものが被災しているような状況では使えないといった事態も想定されるものでございます。

それに対しまして、今回、諮問させていただきますヘリサット、図で言うと右側にございますけれども、これにつきましては、ヘリコプターから衛星経由で危機管理対策機関に映像や音声を伝送するというものでございます。ヘリコプターから衛星に電波を発射するということですので、ヘリコプターの上を回

っているローターブレード、プロペラでございますけれども、その回転する間を縫って、電波を間欠的に送信するといった技術を採用しているものでございます。地上の中継局と違って衛星を使用するものですので、災害には強いという特性がございますし、そうした地上の中継局が設置されていない地域においても被災地の状況を迅速に把握することが可能となりますほか、経済的な効果といたしましても、エリアをカバーするために、従来のヘリテレですと多数の中継基地局が必要になるわけですが、そうしたものの整備・運用コストがヘリサットではかなり大幅に低減することが見込まれます。また、ヘリサットの場合は画質面でも高画質での伝送が可能となりますため、大画面での被災状況の詳細な把握といったことが可能となります。利用者としては、国や地方公共団体の災害対策機関のみならず、放送事業者による報道取材、あるいは電力や鉄道といった民間のインフラ企業におけます活用可能性も見込まれているところでございまして、さまざまな用途により、今後、ヘリサットは国民生活の安全・安心の確保に寄与していくということが期待されるのではないかと考えているところでございます。

資料の1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。1番目の諮問の背景というところの後段部分に書いておりますけれども、このヘリサットの技術的条件につきましては、平成20年7月に情報通信審議会に諮問されまして、本年2月に情報通信審議会から答申をいただいたところでございます。今回の諮問の内容は、情報通信審議会の答申を踏まえまして、ヘリサットの導入に必要な関係規定の整備を行おうとするものでございます。

具体的には、2の改正省令案の概要というところを書いてございます。4本ありますけれども、メインのものは(3)の無線設備規則の一部を改正する省令案でございますが、ここでヘリコプターのローターブレードの回転に連動して電波の発射を制御する等の機能でありますとか、変調方式をデジタル変調方

式にするとか、そういった技術基準を規定することとしております。また、(2)の無線局運用規則におきましては、今回のヘリサットでは、Ku帯と呼ばれる周波数帯の一部、具体的には14.0GHzから14.4GHzまでの周波数を使用いたしますけれども、そこに隣接する周波数帯を使用する地上の携帯電話の基地局のエントランス回線などに混信を与えないように、電波の強さの制限値等を規定するといった規定を設けることとしております。また、ユーザーの利便性を考慮いたしまして、4番目の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正におきましては、ヘリサットの無線設備につきまして、簡略化された免許手続で開設可能な特定無線設備とすることを規定しているほか、1番目に戻って、電波法施行規則の一部を改正する省令案におきましては、1つの免許で複数の無線局を開設できる包括免許の対象にヘリサットを加えるということを規定することとしているところでございます。

以上が諮問の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

これは国際的にはこういうシステムがあって、それを日本でも導入しようということではなくて、むしろ日本でこういうシステムを世界に先駆けて導入していこうということによろしいのでしょうか。

○巻口衛星移動通信課長 はい。そちらの考え方で結構です。まるきり世界に同様のものがないというわけではないんですが、速度としてはかなり遅いものしかないと聞いておまして、今回は最大で10Mbpsとか、そういった高速の高画質の映像伝送も可能となるような技術を導入しようと思っております。これは世界に先駆ける日本の技術だと思っております。

○原島会長 ほかにいかがでございますでしょうか。

今年の2月の情報通信審議会で答申が行われたということで、残念ながら今回の東日本大震災には間に合わなかったわけですが、今後のことも考えますと、

非常に重要なシステムであろうと考えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 それでは、この諮問第9号につきましては、諮問のとおりそれぞれ改正することが適当である旨の答申を行うこととしたいと思います。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出してください。

(2) 無線従事者規則の一部を改正する省令案について

(諮問第10号)

○原島会長 次に、本日諮問されました、諮問第10号「無線従事者規則の一部を改正する省令案について」につきまして、渡辺電波政策課長から説明をお願いいたします。

○渡辺電波政策課長 電波政策課長の渡辺でございます。よろしくお願いたします。それでは、諮問第10号につきまして、ご説明をしたいと思います。クリップを取っていただきまして、最初の2枚紙の全体概要を踏まえてご説明したいと思います。

本諮問は、無線従事者規則の一部を改正する省令案ということでございますが、具体的にはアマチュアの無線技士の国家試験がございます。この中で、現在、電気通信術、いわゆるモールス信号の実技試験を課しているわけでございますが、これは諸外国の状況等を踏まえ、実技試験を廃止しようという内容でございます。

1ページをめくっていただければと思いますが、いわゆる無線従事者の全体の概要をまとめてございます。ご承知のとおり、無線局の運用に際しまして、

無線従事者が操作等を行うということで、総務大臣の免許を受ける、いわゆる資格が求められているところでございます。2に書いてございますように、実際使われている用途ですとか、あるいは電力ですとか、そういったもの等によりまして、個々の資格が定められ、それに基づきます個々の具体的な運用の内容等が定められているわけでございますが、アマチュア資格に関しましては、下に書いてございます第一級から第四級のアマチュア無線技士という資格が規定されてございます。これらに関しましては、空中線電力、どの程度のパワーで運用できるのか、具体的にどの周波数でできるのか、モールス電信を行うのか行わないのかといったことに基づきまして、個々の資格の内容等が定められているものでございます。

1ページに戻りますが、こういった形でアマチュア無線技士の資格が定められているわけでございますが、第三級のアマチュア無線技士に関しましては、平成17年にモールス電信の実技試験を廃止しまして、実技試験にかわる形で、ペーパー試験によって能力の確認を図るという形の制度が導入されてございます。また、アマチュアの関係でいきますと、昨今の技術進展に伴いまして、通常ですと電話ですとかモールス電信が主流だったわけでございますが、携帯電話等でも使われておりますようなデータ通信ですとか衛星通信、あるいは画像等を送るようなさまざまな通信方式を現在利用されているという状況にございます。

これは日本だけではなくて諸外国も同様に使われているわけでございますが、そういった状況にかんがみまして、世界無線通信会議、これは世界の周波数の分配等を行う世界会議でございますが、2003年に行われました会議におきまして、こういったアマチュアの実技試験に関しましては、義務化というものは各国にゆだねて、場合によっては廃止しても構わないという決定がなされています。この決定を受けまして、欧米主要国ではアマチュアの資格に関しまし

て、大半の国においていわゆるモールス電信に関しての実技試験を廃止しているという状況になってございます。こういったことから、今回、第一級及び第二級のアマチュア無線技士のモールス電信の実技試験の部分の改定を行いたいというものでございます。

具体的な内容に関しましては、2に書いてございますように、国家試験関係と書いてございますが、現在の一級、二級の実技試験に課しておりますモールス電信の部分に関しまして廃止するという内容でございまして、それに沿う形で、筆記等によってその知識を確認するという形での試験の内容を改定するというのが1点目でございます。

また、あわせて当然国家試験を受けられる方の試験員の要件として、実技試験を今まで行うことを前提に制度ができておりましたので、その部分に関しましての事務を削るという内容でございます。

この省令案についてでございますが、この省令案の作成に関しましては、昨年11月22日から12月22日にわたりまして、この省令の改正に関する意見募集を行いまして、それを踏まえて具体的な省令案を作成いたしました。それを踏まえて、今年の2月17日から3月18日に具体的な省令案のパブリックコメントを実施させていただいたわけでございます。

お手元の別紙を見ていただきたいと思いますが、全体で39件のご意見をちょうだいしてございます。そのうち26件に関しましては、改正案に賛成というご意見をいただいているわけでございます。反対のご意見に関しましては、お手元の8ページを見ていただければと思いますが、8件ほどコメントをいただいております。中をざっと見ていただければと思いますが、基本的なご意見としましては、「運用モラルの低下につながる」ですとか、あるいは「国家試験の格が下がるので、実技試験を導入すべきだ」という形の、ご意見でございまして、当事者間での利害に直接結びつくご意見はなかったというのが結果で

ございます。また先ほどご説明しましたように、諸外国での実技試験の廃止といった状況等をかんがみまして、今回、諮問させていただくような改正をさせていただきたいということでございます。

また1ページ目に戻っていただきたいと思いますが、以上のような観点から、今回、アマチュア無線技士の国家試験に関する試験科目の見直しを行う省令を行わせていただきたいということで、諮問させていただいたわけでございます。なお、施行日に関しましては、平成23年10月1日からということで、それなりの期間を設けてございます。これは試験の内容の改正を行うということもございまして、その試験改正の周知を含めるということも含めまして、本年の10月1日から施行させていただくということで、省令案を作成しているわけでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○前田代理 この試験でその他のものがオーケーなのに、これで落ちている方はそれなりの割合でいたということなんですか。

○渡辺電波政策課長 それなりのパーセントではおりました。この1分間に英文で25字の受信というのが、やはりかなり難しい試験でございまして、もともと第一級の試験の合格率は50%を切る四十数%の合格率でございまして、そういった意味では、資格を取る上でのハードルになってきたというのも1つの側面としてはあろうかと思っております。

○前田代理 実際上は、モールス信号で通信をする割合は非常に少ないのということですね。

○渡辺電波政策課長 はい。

○原島会長 ほかにいかがでございましてでしょうか。

パブリックコメントを見ますと、賛成の意見はアマチュア無線をより普及させたいということで、その観点からはモールスでなくてもいいのではないかと
いうことですね。反対の方は、やはりモールスができるということがステータ
スのようなところもあるので、その格が下がる。それによって、モラルも下が
るのではないかとということを心配しておられる。その気持ちもよくわかります
けれども。

よろしいでしょうか。既に国際的にもこういう方向になっているということ
でもありますので、それから、かつパブリックコメントも賛成意見が多いとい
うことですので、特に審議会としての意見聴取なしで、今日、答申するという
ことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 それでは、この諮問第10号につきましては、諮問のとおりそれ
ぞれ改正することは適当である旨の答申を行うこととしたいと思えます。その
ように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出を
お願いいたします。

(3) 登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案について

(諮問第11号)

○原島会長 次に、本日諮問されました、諮問第11号「登録点検事業者等規
則の一部を改正する省令案について」につきまして、山田電波環境課長から説
明をお願いいたします。

○山田電波環境課長 電波環境課長の山田でございます。よろしくお願いい
たします。諮問第11号について、説明させていただきます。クリップを外して

いただきまして、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案について、諮問の概要でございますけれども、2ページ以降に横長のパワーポイントの資料がございますので、これを用いてご説明差し上げたいと思います。

まず諮問の概要でございますけれども、昨年12月、放送法等の一部を改正する法律による電波法の改正によりまして、省令で定める無線局を除いて登録検査等事業者、これは民間の事業者でございますけれども、この検査を受け、法令に適合している旨の判定を受けた場合は、国による定期検査を省略することができるという制度が導入・制定されたところでございます。

その内容でございますけれども、4ページをごらんください。無線局の定期検査でございますけれども、無線局が免許を受けた際の条件がその後も維持されているかどうか、あるいは無線の設備の経年劣化等に対し、無線局の維持管理が適切に行われているかどうかを確認するものが無線局の定期検査でございます。

電波法の改正の概要でございますけれども、現行制度（登録点検事業者制度）でございますけれども、民間事業者による点検を受け、その点検結果を提出した場合には国による検査の一部を省略することができる制度でございます。国は、点検結果に基づきまして、法令に適合しているかどうか判定する行為、書面検査のみを行う。これが現行の制度でございます。

新しい制度といたしまして、無線局のうち、その運用が人命、身体の安全に直接かかわる高度の公共性を有するため、国による定期検査の実施が必要であるものを除きまして、民間事業者の検査を受けて、法令に適合している旨の証明書が提出された場合は、国による定期検査を省略できるという制度が制定されているところでございます。

2ページに戻っていただければと思います。本件諮問の内容でございますけれども、登録点検事業者等規則の一部を改正いたしまして、登録検査等事業者

による定期検査の対象外となります「人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局」について規定するものでございます。

3 ページをごらんいただければと思いますが、電波法第73条第3項に規定されております「人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの」、この無線局につきましては、民間の事業者ではなく、国による定期検査が必要となる無線局となるわけでございますけれども、このような無線局については、下に書いてありますようないずれかに該当する無線局とするという内容でございます。

まず1点目でございますけれども、国等の機関が免許人となっている無線局で国民の安全・安心を確保することを直接の目的とする無線局として電波利用料の免除の対象となっている無線局。具体的には、警察用、消防用、海上保安用、防衛用、航空保安用、防災行政用等々の無線局でございます。2点目が放送関係でございますけれども、公衆によって直接受信されることを目的とする情報通信手段を提供する地上放送、衛星放送を行う無線局ということで、地上基幹放送局、これはFM/AM等のラジオでありますとか、地上系のテレビでございます。BS等の衛星基幹放送局、さらにはCS放送でございますけれども、一般放送に用いられる人工衛星局、こういった無線等を選定してございます。3点目ですが、前述の放送用の無線局と一体となって運用される無線局で、一般放送、衛星基幹放送に用いられる地球局、放送事業に用いられず固定局。4点目が、船舶に開設する無線局ということで、船舶局及び船舶地球局。5点目が、航空機に開設する無線局で、航空機局、航空機地球局。このような無線局としたいという内容でございます。

施行の時期でございますけれども、放送法等の一部を改正する法律の附則に定められております施行の日、公布は12月3日でございますけれども、その9カ月以内となっております。具体的には6月末施行を目途としているもの

でございます。

パブリックコメントですけれども、別紙をごらんいただければと思うんですが、この改正案に対して提出された意見と総務省の考え方でございますけれども、3月3日から4月1日にかけて、パブリックコメントを行いました。提出された意見といたしましては、3社から出てきておりますけれども、「規制緩和に沿うものであり、妥当なものと考えます」。あるいは、「民間の登録検査等事業者が無線局の定期検査を実施することを可能とするに当たり、適切な改正案と考えます」。あるいは、「本省令等の改正案の趣旨に賛同いたします」といった内容でございますので、賛同するご意見として承るとともに、説明会の開催の希望もございますので、登録検査等事業者制度の円滑な導入のため、その開催についても検討いたしたいと考えているものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○前田代理 これによってこの適用を受けると、新たに国による検査が必要でなくなるのが数から言うと、90%以上とか大半だと考えていいんですか。

○山田電波環境課長 この人の生命、身体の安全の確保のために適正な運用の確保が必要な無線局に該当する無線局は、免許人が国以外の定期検査対象局の約15%に当たります。ですから、85%ぐらいの無線局が民間の定期検査等事業者による検査として実施可能でございます。

○吉田電波部長 意見が出てきておりますのは電気通信事業者ですので、わかりだと思っておりますが、電気通信事業者の所有している局は大体対象になると。それが数的には非常に多いということなので、先ほど85%ぐらいと申し上げたのは、そういう趣旨になります。

○前田代理 そういうことですか。わかりました。

○松崎委員 よろしいですか。

○原島会長 はい、どうぞ。

○松崎委員 登録検査等事業者の公平性・中立性みたいなものはどこで担保されるというか、判定まで行ってしまうと権限はとても広くなりますよね。そうすると、例えばグループ企業とか、子会社とか、出資しているとか、そういう関連というのは問題にならないのでしょうか。判定基準をグループ企業だから甘くするという危険性は全然ないのでしょうか。

○山田電波環境課長 判定につきましても、いろいろ基準等で制定して、公正な形で判定できるようにしております。また、登録検査等事業者の資格についても、第一級の陸上特殊無線技士等の資格を持っている者が判定するとか、そういった要件もございますので、公平・中立な形で実施ができるものと考えております。

○松崎委員 こういうふうに判定まで委譲してしまうと、やはり一般の国民は大丈夫のかなという疑問符が、今まで国が判定していたものを業者任せにってしまうという、見方によっては安直なイメージを感じる人もいなくはないと思うので、そうした中立性・公平性はきちんと担保されているとか、登録事業者として認定されるためにはかなり厳しい要件をクリアしているということが一般にもわかるような告知、周知は必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○山田電波環境課長 今回、法律改正に向けて罰則等もしっかり設けておりますので、そういう不正等があればそれについてはしっかり対応、できるような形になっておりますし、そのような形で運用してまいりたいと思います。

○松崎委員 いつもそうなんですけれども、国民サイドは起こってから聞くんですよね。終わってから聞くということが多いので、例えば東電の今回のこともそうなんですけれども、すべてが終わってからそうだったというふうに情報が入ってくる。ですから、周囲では非常に情報統制が行われているのではとい

う疑心暗鬼の部分もあるんです。こういうふうに関がやっていた判定を一民間登録でも企業がやるというのは、もしかしたらとてもナーバスになる人たちもいるかも知れず、今言ったような要件だとか罰則だとか、一般的に生活している私たちには全く伝わってこないです。なので、こういったことを発表されるときには、広報でも何でもいいので、知らしめる、大丈夫なんだということを周知するようにしていただければ安心かなと思います。

○山田電波環境課長 わかりました。周知、あるいは説明会を通して、あるいはパンフレット等でしっかり周知してまいりたいと思います。

○松崎委員 そうですね。業者の人は説明会に行きますが、一般国民は行かないのです。それで、すべてが終わって、決まったときにそんなことをやっているんだと。ある人はスリム化しているからよいと評価するかもしれませんが、ある人はまたそれで特定の団体なり何なりに、登録事業者だけが得をするようなイメージを持つかも知れずという気がします。ちょっと古いですがけれども、郵政省の定額小為替の制度がなくなったときも反対したんですけれども、利用している一般国民に全然周知、告知のプロセスがなく、郵便局の窓口に行くと、「定額小為替はなくなりました。だから、こっちを使ってください」ということがあったんです。なので、こういった制度が変わるときは、わりと情報は慎重に的確に、必要なものをきっちり出すということが肝要かと思います。よろしくをお願いします。

○原島会長 そういう周知徹底は、やはりこれから非常に重要なことだと思います。今回につきましては、ある意味では2段になっていて、1つはまず登録点検事業者をきちんと監督するということと、それからもう1つは、人の生命または身体の安全の確保のため、適正な運用の確保が必要な無線局は例外とするということ、それも含めてきちんと周知徹底していただければと思います。

よろしいでしょうか。それでしたら、この諮問第11号につきましては、諮

問のとおりそれぞれ改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出してください。

以上で総合通信基盤局関係の審議は終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

(4) 放送用周波数使用計画の一部変更案について

(諮問第12号)

○原島会長 それでは審議を再開いたします。本日諮問されました、諮問第12号「放送用周波数使用計画の一部変更案について」につきまして、田中放送技術課長から説明をお願いいたします。

○田中放送技術課長 放送技術課長の田中でございます。よろしく申し上げます。お手元の諮問第12号説明資料に基づきまして説明させていただきます。

諮問第12号は、アナログ放送終了後に一部の地上デジタルテレビジョン放送用の中継局のチャンネル変更を行うことを可能にするため、放送用周波数使用計画の一部を変更しようとするものでございます。簡単にこの法的な位置づけについて、説明させていただきます。

これは放送法で定める放送普及基本計画において、放送対象地域ごとの放送系の数の目標が示されておりますが、この達成に資するべく、あらかじめ放送

対象地域があまねく受信できるように、電波法に基づいて、使用する周波数を定めているものでございます。しかし、規模があまりにも小さい、もしくはあらかじめ特定の周波数を定めるまでもないものにつきましては、個別に定めるということにしておりますけれども、このあらかじめ決めておくというものの規模として、地上デジタル放送については3W超の中継局としているものでございます。3W超といいますと、地上デジタルテレビジョン放送で言えば、半径数十キロメートルを超える放送区域、万単位の視聴世帯となるものが多く、それなりに放送区域も大きくなってまいりますので、確実にそういった周波数が確保されて、かつ周波数が有効利用されるということを担保するために、あらかじめ事前に計算して、放送用周波数使用計画という形で定めております。

さて、本件に戻りますけれども、こうした状況の中で、一部の地域では気象条件によって、季節的にまれに発生する電波の異常な距離の伝搬というものが起こってまいります。これは海上だったり、もしくは山岳反射だったりとか、いろいろな影響が最近になって確認されてまいりまして、デジタル放送局間の受信障害の現象が確認されているというところでございます。これは、先ほど申し上げました、事前に周波数を決めるときには予想し得ない現象でございました。一方、現在、アナログ放送とデジタル放送を同時に行うサイマル放送というものを実施しております。このため、テレビジョン放送で使用できる周波数は非常に逼迫しているという状況でございます。このため、受信障害を解消し、地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境を確保するために、アナログ放送終了以降に別のチャンネルに切りかえるという必要がございますので、当該中継局のチャンネル変更が可能となるように、放送用周波数使用計画を変更するものでございます。

具体的な例として、東京都新島を送信場所とする中継局のチャンネル変更について、ご説明させていただきたいと思っております。東京都の新島の中継局という

のは、新島以外に神津島や三宅島、御蔵島を新島からの電波によってカバーしております。新島の中継局は、現在、東京タワーと同じ周波数を使っております。ただし、東京タワーから新島のほうまでは100キロメートルを超えるものですから、それなりに非常に距離がありますので、ここまでは届かないだろうと考えられていたわけなんですけれども、季節的に異常な伝搬、長い距離伝搬するということがわかりまして、同じ周波数では混信が起こってしまう。実際は、地上デジタル放送は同一周波数でネットワークを組んでいるんですけれども、混信を生じさせないように電波の発射時間の調整をしています。その調整をするにしても、100キロメートル超えというのは非常に距離が長過ぎて、調整の域を超えているということで、今回、新島の局は35から52チャンネルの周波数に切りかえて、混信を解消していくために、今回のような周波数の変更をアナログ停波以降にしていくための、今回、放送用周波数使用計画の変更ということでございます。

今、一例申し上げましたけれども、今後のスケジュールでございましてけれども、答申が受けられますれば、速やかに放送用周波数使用計画の変更を行いまして、官報掲載をするという予定でございまして。

以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

現在はサイマル放送を行っているため、周波数が逼迫して、非常に厳しいところで混信が起きてしまったということですが、例えば先ほどの新島ですと、35から52というチャンネルは、現在、アナログのUHFで使っている帯域と考えてよろしいのですか。

○田中放送技術課長 はい。そうでございます。

○原島会長 サイマル放送のときにはここは使えないけれども、サイマル放送

が終われば使えるようになるので、これを積極的に活用して受信障害を解消したいということですね。

○田中放送技術課長 はい。そうでございます。

○原島会長 いかがでございますか。よろしいでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、諮問第12号につきましては、諮問のとおりそれぞれ変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出してください。

(5) 放送法施行規則、電波法施行規則、無線局免許手続規則、放送局の開設の根本的基準及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

(諮問第13号)

(6) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第14号)

○原島会長 次に、諮問第13号でございます。諮問第13号「放送法施行規則、電波法施行規則、無線局免許手続規則、放送局の開設の根本的基準及び電

波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について」及び諮問第14号「周波数割当計画の一部変更案について」につきまして、審議を行いたいと存じます。まず磯融合戦略企画官から全体像の説明をお願いいたします。

○磯融合戦略企画官 では、全体像をご説明させていただきます。タイトルを慣例により作成しておりますので、異例的に長くなっておりますけれども、こちら、一言で申し上げれば、3月のこちらの会合でご報告させていただきました放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備についての諮問でございます。

その前に配付資料を確認させていただきたいんですが、大部になっておりますけれども、実際にご説明に使用するのには、この中にパワーポイントの資料が入っていると思います。これを中心にご説明させていただければと思います。あとの資料は省令の中身を書いている条文なんですけれども、諮問に係る条文だけを切り出した参照条文というものをおつけしております。条文のほうはそちらを適宜ご参照いただければと思います。では、こちらの横紙のパワーポイントの資料でご説明させていただきます。資料の1ページ目をごらんいただけますでしょうか。

こちらは、前回の会合でご提出いたしました法律の概要でございます。詳細の説明は割愛いたしますけれども、本日の諮問の関係について若干おさらいさせていただきますと、2の主な改正事項のうち★印をつけておるのは、これはまだ施行が残っておる事項のうち電監審に諮問させていただく事項でございます。このうち、2の(1)の③放送による安全性・信頼性の確保の関係の技

術基準以外の箇所につきまして、本日、全体を諮問させていただいております。なお、技術基準につきましては、現在、情報通信審議会技術分科会で審議中でございますので、6月に諮問させていただく予定で進めてまいります。

1枚おめくりください。2ページ目でございます。こちらで今回の諮問事項の全体像をご説明させていただきます。今回の法律改正の事項について、大きく資料の右側のほうに縦書きで4つに分類させていただいておりますけれども、これらを3つのパートに分けて説明の上、ご審議いただければと考えております。

まず第1に、今回の法体系見直しの最大の眼目であります放送の参入に係る制度の整理についてでございます。これらの設備関係、ハードについては電波法、業務関係、ソフトについては放送法と両方にまたがっております。電波法の関係で申し上げますと、諮問事項の一番上でございます周波数割当計画、あと先ほどありましたチャンネルプランの改正、これは基幹放送に使用する周波数の明示を内容としております。2点目、放送局の開設の根本的基準の改正、これは地上放送へのハード・ソフト分離型制度の導入に伴う改正ということでございます。そのほか、3項目目として、今般導入いたしました通信・放送両用無線局制度に伴う周波数割当計画の変更ですとか、関係省令の整備というものをしております。

次に放送法の関係でございますけれども、参入制度の関係では、放送普及基本計画の改正をしております。ちょっと下に飛んで、枠がかかってない部分がございますけれども、一般放送、有線放送あるいは衛星業務利用放送を移行したものでございますが、この参入に係る登録・届出の切り分けといったことも省令整備の事項になっておりますので、これもあわせてご説明させていただきます。

その次に、第2といたしまして、マスメディア集中排除原則につきまして、本来、制度上の位置づけとしては放送の参入に関する審査事項の1項目でありますけれども、今回、制度の形式を変えているということと、そのほかに内容面も見直しておりますので、その重要性を踏まえて、別建てでご説明したいと考えております。

第3に、そのほか、安全性・信頼性確保関係の事項ですとか、あるいは有料放送の説明義務に関する省令といったことについてご説明させていただきたいと思っております。

以上、全体像でございます。

○原島会長 ありがとうございます。今、ご説明がありましたように、本件は平成22年12月3日に公布された「放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）」に伴う関係省令の改正でございます。本件は、法改正に伴う省令の改正箇所が多岐にわたることですので、項目に分けて説明をお願いして、各項目ごとに質疑を行わせていただきます。

それでは、まず放送の参入に係る制度の整理等関係につきまして、磯融合戦略企画官及び野水電波政策課企画官から説明をお願いいたします。

○磯融合戦略企画官 それではご説明いたします。資料の3ページをごらんいただけますでしょうか。こちらのほうに、今回の法改正の内容を記載しております。今回の参入に関する省令・告示改正は大まかに法改正の段階で制度的枠組みの大枠が決められております。その枠組みに従って、現行の省令・告示の内容を組みかえたといった内容が、今回の改正のほぼ大まかな概要でございます。このため、法律レベルでまずどのような枠組みの変更が行われたのかをご理解いただければと思ひまして、こちらの資料、特に無線に係る放送の参入制度の変更点をご説明させていただきたいと思ひます。

資料の順序が逆になるんですが、4ページの右上の図をごらんいただけます

でしょうか。今回の法改正では、無線による放送を大きく放送専用ないし優先周波数を用いる基幹放送とそれ以外の一般放送に区分しております。何が基幹放送に該当するか、下に周波数割当計画とありますけれども、こちらの中で明らかにするという構造になっております。これにつきましては、後ほど電波政策課のほうからご説明がございます。

基幹放送と決まった部分につきまして、その部分の制度がどうなっているのかということですが、これは放送普及基本計画、今回基幹放送普及計画と名称を変更いたしますが、これとそれに対応した、先ほどご説明がありましたチャンネルプランの構造のもとで個々の参入審査をすると、現在の枠組みは基本的に変わっておりません。また、一般放送につきましては、こちらの制度は今の電気通信役務利用放送法の制度を基礎として設計しております。こういった構造のもとで、全体として参入制度の弾力化を図ったというのが今回の改正でございます。

前のページにお戻りください。こういった基本構造のもとで、全体の参入制度の弾力化を図っておるわけですが、この図の中で、橙色のものが放送法、青色の部分が電波法で記述されている部分でございます。左側が現行法でございますが、地上放送につきましては、現在、ハード・ソフト一体として電波法に基づく免許を受けて、一本で参入するという形の形式をとってございます。左側の地上放送の欄について、すべて青色に表示されているのはそういう趣旨であります。それ以外の衛星放送ですとかマルチメディア放送につきましては、現在も受委託制度ということで、ソフトについては放送法、橙色、ハードについては電波法、青色といった構造になっております。

これにつきまして、改正後でございますが、一番右端の衛星放送、マルチメディア放送につきましては、これは改正後も一部技術関係のチェック事項に安全性・信頼性基準が追加されたことによって増えたりしておりますけれども、

基本的な構造としては、現在の受委託制度と変わっておりません。なお、法律レベルでの改正事項ではありますが、上の白枠のところハード・ソフトの兼営を改正後ではハード・ソフト分離型制度においても可能になっているといった見直しが行われております。

これにつきまして、地上放送でございますけれども、改正後は地上基幹放送となりますが、それとは逆にハード・ソフトの運営主体を分離も可能とするという観点から、ハード・ソフト分離型の制度を導入しております。これは改正後の真ん中の欄のところでございます。これは、基本的には今の受委託制度を基本とした制度なんですけれども、現在、一致型の利用者がいないと。衛星放送と同様のハード・ソフト分離制度を導入するというのは事業者の負担も大きいということがあったものですから、これまでの地上放送のハード・ソフト一致免許を従来どおり残していると。これは改正後の一番左端の欄になります。この中で、地上放送につきましては、衛星放送ですと、1つの衛星の上に複数の認定放送事業者が乗るという構造になるんですけれども、今回のソフト・ハード分離はあくまで経営の弾力化ということでやっておりますので、テレビであれば1チャンネル6MHzでの割当を維持して、1つのハードの上に1つのソフトを乗せると。こういった形態を前提としての制度設計をしております。

また、そういったことですので、一致免許の申請者と分離免許の申請者の比較審査をどうするかということもございます。こういったことがあるものですから、一番上の枠の中にごございます一括申請・一括審査ということを前提とした制度内容になっているということもございます。具体的には右下の青色の部分ですけれども、制度的には今の電波法に基づく根本基準において、放送の業務に関する審査事項がございました。それを切り出して、放送法に基づく審査事項に位置づけるといった見直しを一たんやります。これは今の衛星放送と同じですけれども、実際は一致免許の審査をするに当たっては、矢印が出ており

ますけれども、この放送法に基づく基準として書いてある部分ですが、電波法の免許審査においても参照すると。その審査事項として、電波法の中で法定されているという構造として設計をしております。

また、ソフト・ハード分離の場合は、下の※に書いておりますけれども、実際にソフト事業者の認定に当たって、放送の認定基準を満たしているといったことも電波法の免許の審査事項として明確化していると。こういったところが事業放送のソフト・ハード分離を制度設計する上での特殊性ということでございます。

ここでは記載しておりませんが、公示期間をソフト・ハードで同一にするといった制度もあわせて法律のほうで定めておまして、両者を一体として申請・審査するということが前提になっているということでございます。

1枚おめくりください。4ページでございます。今、申し上げた改正法を踏まえた関係省令・告示の改正内容について、順次ご説明をいたします。周波数割当計画につきましては、後ほどご説明がありますので、基幹放送普及計画からご説明申し上げますけれども、参照条文ですと、⑨のところになります。現在の放送普及基本計画に放送の業務に係る認定の審査基準としての性格、これは法律レベルで与えられております。そこを追加したという以外は、位置づけ的には全く変更がございません。なお、内容的な改正点といたしましては、下に○が2つ書いてございますけれども、1つは既に廃止されているモバイル放送についての規定がまだ残っておりましたので、削除をいたしました。また、一般衛星放送、これはCS124度、128度の放送でございますけれども、今回の法改正の過程で、法改正のベースになった情報通信審議会の答申等でも一般放送に移行するという方針でございました。法案審議においても、関係法令の説明にそういった方針を表明しておりましたので、その方針に従って、一般衛星放送に係る規定というものを削除して、削除した結果、一般放送のほう

に移行するといった改正をしております。なお、認定の審査基準につきましては、また後ほどご説明させていただきます。

(2) の基幹放送用周波数使用計画、これは先ほどご説明がありましたチャンネルプランの名称を変更したもので、位置づけにつきましては全く変わりません。内容面では、先ほどの普及計画のほうで説明いたしました一般衛星放送、あとモバイル放送の規定の削除ということを行っております。

1枚おめくりください。次に、基幹放送局の開設の根本的基準についてでございます。これは現行の放送局の開設の根本的基準の名称を変更したものでございまして、基幹放送局の免許につきまして、電波法の7条2項で審査事項が規定されております。これは参照条文の①の8ページにありますけれども、今回の改正につきましては、先ほど申し上げましたように、地上放送について、右側のポンチ絵にありますように、放送局の開設の根本的基準の中で放送の業務に関する審査事項も置いていたと。それを法律の構造変化に従って、下の改正後のところになりますけれども、基幹放送普及計画と、あと下に括弧して「(放送の健全発達等に適切)」という文言が法律の認定事項に入っております。これは審査基準のことを指しております。ここに移行するという改正を行っております。これは基本的に移しかえということで、中身については変えておりません。

ただし、先ほど申し上げましたように、地上放送の場合、一致免許が残っております。一致免許については、電波法の審査事項、これは具体的には電波法の第7条第2項第4号ハというところになりますけれども、こちらを引用して審査するという形式になっております。また、ハード・ソフト分離の場合においても、比較審査等の観点から電波法の審査事項、上のソフト事業者が認定基準に適合しているということが、ハードの電波法免許の審査事項としても位置づけられていると。これは電波法第7条第2項5号に規定されております。こ

ういった構造に従って見直しを行うということでございます。

1枚おめくりください。こちらが具体的な見直しの内容でございます。現行の根本的基準、下の緑色の枠のところでございますけれども、これまで基幹放送の役割として規定されている重要事項、例えば調和原則ですとか災害放送の実施といったことについては、基幹放送普及計画に認定基準として移しかえると。その他を放送法関係の審査基準、これは先ほど申し上げましたとおり、放送の普及発達のために適切であるということの審査事項に該当いたします。こちらのほうに移しかえるということでございます。

なお、今回の改正につきましては、枠組みの見直しということでございますので、審査内容については変更しておりません。ただ、一括申請・一括審査ということ先ほど申し上げておりますけれども、この点を明確にするために、一番下の●のところでございますけれども、比較審査の優先順位を決定するために、ハード・ソフト一括審査とする必要があるといったことから、ハード・ソフト分離の申請の場合にも、審査においては両者をパッケージングして取り扱うという趣旨の規定を置いております。

以上が基幹放送の参入制度に係る省令の見直し内容でございます。

1枚おめくりください。次に、一般放送の登録・届出の切り分けでございます。今回の法改正では、基幹放送以外の無線放送と有線放送すべてを一般放送として区分して、現在の電気通信役務利用放送法における登録の枠組みの規律内容を緩和しながら適用しているということでございます。放送法の126条1項、あと、放送施行規則ですと111条になるんですけれども、その際に、放送の登録・届出の切り分けの基準として、放送の種類、設備の規模等を勘案して、受信者の利益等に及ぼす影響が比較的少ないものは届出、その他を登録制という制度にしております。なお、有線ラジオ放送につきましても、届出ということで法定をしております。

ここの基準をどうするかということが省令委任事項であるわけなのですが、この点につきましても、今回、法改正の趣旨というのが法体系の整備であると。衛星放送、有線放送それぞれの事業者が現在適用されている規律水準を、大きく変えるというのは適切ではないという認識のもとで、この現行制度を引き継ぐという形で、省令を設計しております。

具体的には下にありますように、衛星放送につきましては、現在の放送法の対象になっているのはすべて免許制ですし、また、役務法の対象もすべて登録制ということでございますので、そういった考え方を引き継ぎ、全国に影響が及ぶということもありますので、すべて登録制とすることが適当と考えております。

また、有線テレビジョン放送につきましては、現在、施設の許可基準として、1施設あたり501端子以上のものが許可制の対象ということになっております。下の図に書いておりますけれども、有線一般放送の登録制というのは、これを実質的に引き継ぐという形で設計しておりますので、その基準を登録・届出の境目という形で位置づけて、これ以上のものは登録、それ未満の有線一般放送につきましては届出制という形で制度をつくってございます。

1枚おめくりください。この項の最後に、通信・放送両用無線局に関する事項についてご説明をいたします。

右上の枠内にございますとおり、今般、電波法改正で、1つの無線局を通信・放送両方の目的で利用することが可能となる制度を導入いたしました。ただ、双方と言いましても、目的に主従をつけておりまして、基幹放送局として免許を受けたものを通信利用する場合には、電波法第7条2項6号に規定してあるのでございますけれども、こちらに規定されている要件を満たして、免許なし目的の変更許可を受ける必要がございます。

少し参照して説明させていただきますと、3項目でございます。基幹放送以

外の無線通信の送信について、周波数の割り当てが可能であること。基幹放送以外の無線通信の送信について、無線局の開設が根本的基準に合致すること。これは特に省令整備ではございませんけれども、最後の、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが、適正かつ確実に基幹放送することに支障を及ぼすおそれがないものとして、総務省令で定める基準に合致することという規定を置いてございます。この3要件のうち、最後の部分が、総務省令で委任されておるということでございます。

本件につきまして、法の策定時には、例えば夜間の放送休止時間帯に、町中に電子看板、デジタルサイネージと言われるものがございましてけれども、あーいったところに動画を配信するといったサービスを典型例として考えておりました。ただ、法律公布の具体的なニーズがまだ顕在化していないという状況でございまして、民放連等関係団体で検討しているといった状況でございまして、完全な形での制度設計というのは、これを踏まえてまた検討する必要はあるんでございましてけれども、ただ、何が基幹放送の支障にならないかということを示す省令につきましては、それを具体化して、行政としての基本的な考え方を示すということをししないと、なかなか事業者側でも検討できないということもございまして、下の「改正の内容」というところにある5項目、これを規定いたしました。

少し読みますと、1項目は、災害放送その他の法律に基づき、放送をしようとする場合において通信をするという場合には、通信がそれを阻害するという場合には中断できるということ。あるいは、通信をすることが、基幹放送と認識されないように、ちゃんと対策を講じているかということ。あるいは、通信をすることが、テレビ等の受信設備に影響を与えないかということ。あるいは、ハード・ソフト分離型の制度を使っている場合には、これはハード側の事業者の免許ということになりますけれども、ソフト側についても、それは了解をも

らっている、承諾を受けているということです。突然やられると困るという部分もありますので、承諾を受けていることとということがございます。最後に、これが一番基本的な理念なんですけれども、基幹放送外の送信、通信が基幹放送を行うべき時間帯域に影響を及ぼさないといった規定を置いております。先ほど申し上げましたとおり、具体的なシステムは明らかになった時点で、また必要に応じて、追加的な制度整備についても検討していくと考えてございます。

放送に係る参入の整備、合理化についてのご説明、私からは以上でございます。

○野水電波政策課企画官 電波政策課企画官の野水です。よろしくお願いいたします。

諮問第13号の途中なのですが、内容的に関連するものですので、ここで諮問第14号「周波数割当計画の一部変更案について」、ご説明さしあげたいと存じます。資料は13号の大部のものと区別できているかということがございますが、よろしいでしょうか。

それでは諮問第14号ですけれども、周波数割当計画につきまして、このたびの放送法等の改正に伴いまして、必要な改正を行おうというものです。中身的には大きく2点ございます。このA4縦のペーパーの2番、改正概要でございまして、(1)で、放送用周波数につきまして、基幹放送用と一般放送用の周波数の区別を行うということ。それから2点目としまして、(2)でございまして、先ほど話に出ました、通信・放送両用の無線局の開設を可能とするような改正を行おうというものです。

詳細につきましては、その後ろにつけております、横長のパワーポイントの資料でご説明さしあげたいと存じます。このパワーポイント、2ページになっておりますが、2ページ目をまずごらんください。今回の放送法とともに改正しました電波法の改正後の条文が載っております。電波法の第26条に、周波

数割当計画についての定めがございまして、総務大臣は割り当てることが可能である周波数の表を作成するというのが第1項でございます。

この周波数割当計画の記載事項というのが第2項で定まっております、今回の改正によりまして、5号、赤く書いておりますが、こちらが追加になっております。具体的に言いますと、放送をする無線局に係る周波数については、イとしまして、放送する無線局に専らまたは優先的に割り当てる周波数であるか、あるいはロということで、それ以外の周波数であるかを分けることになっております。先ほど、ご説明にありました「基幹放送」というのは、このイの周波数を使って行う放送で、「一般放送」というのは、このロの周波数を使って行う放送ということになっております。

周波数割当計画、これまでこういう区分をしておりませんでしたので、今回、計画を改正しまして、このイ、ロの区別をしていくというものでございます。

それから、その下に第6条というのがございます。これは、先ほど説明に出ました、通信・放送両用無線局に関する条文です。これまで、1つの無線局が通信・放送を同時にするということはできなかったわけですが、今回の改正でそれが可能となっております。具体的には、先ほども例がありましたけれども、地上デジタルテレビジョンの放送局が、夜間、空き時間に通信を行うということを改正前は想定していたところですが、具体的な内容につきましては、現在、事業者などで検討中という状況です。

ただ、こうしたものを導入する上で、現在の割当計画というのは、通信なら通信だけを行う無線局、放送なら放送だけを行う無線局ということを前提に記載しておりましたので、割当計画上、このような両用無線局というのが導入できないという形になっております。これを可能にするように、割当計画を改正するという事です。

具体的にどのような改正になるかというのは、パワーポイントの1枚目にお

戻りいただければと思います。例としまして、地上デジタルテレビジョン放送などの周波数帯の部分を抜き出しておりますが、その真ん中ぐらいに、赤字で J 1 3 A という注が書かれております。ここは、放送用の周波数ということなのですが、この脚注で J 1 3 A というのは何を意味するかと言いますと、そのすぐ下にございますが、この周波数は、先ほど申し上げました法第 2 6 条 2 項 5 号イ、放送に専用または有線的に用いる周波数とするということで、これは基幹放送に当たるということになります。一般放送に当たるものについては、その下にあります J 1 3 B という注をつけるということにしております。

それから、通信・放送両用無線局についてでございますが、左に青字で J 4 6 A と書いております。これにつきましては、基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務による移動業務に使用することができるという注になってございまして、ここで両用無線局をつなぐことができるという内容になっております。

ほかの部分につきましても、同様に必要な改正を行っているところです。割当計画につきましては以上です。

○原島会長 ありがとうございます。今までのところで、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

簡単に言いますと、この周波数割当計画、脚注だらけになるという感じですね。

○野水電波政策課企画官 脚注はかなり多くなるということです。ただ、本文に書き込むと、余計と見にくくなるものですので。

○原島会長 重要なことは脚注にきちんと書いてあるという形なのですね。

○野水電波政策課企画官 はい。脚注を見ていただければということになります。

○原島会長 よろしいでしょうか。

○山本委員 1つよろしいですか。先ほどの、第13号の説明資料の6ページなんですけれども、従来、放送局の開設の根本的基準の内容であったものを、基幹放送普及計画と、それから審査基準の中に入れていくというお話でした。内容は、多分そのまま移しかえるということだと思いますが。

○磯融合戦略企画官 そうです。

○山本委員 ただ、形式が、従来は省令であったものが、告示と審査基準にかわるということですよ。さらにいうと、告示と審査基準に分けるということで、告示の方は、ここによりますと、放送法に列挙された事柄ということなんでしょうか。

○磯融合戦略企画官 そうですね。基幹放送の性格として、重要事項として挙げられているものを、基幹放送普及計画に移設いたしまして、その他の事項につきましては、審査基準に移行するという事で考えております。

○山本委員 それは、重要度で分けたということなんですか。

○磯融合戦略企画官 法律を策定する際の議論として、やはりその重要事項、根本的な事項については、この審議会に諮問、答申をいただいて策定する告示の中で規定する方がよからうという考え方があったと認識しております。

○山本委員 そうすると、この訓令に落としたものに関しては、そこまで重要ではないだろうという判断があったということですか。

○磯融合戦略企画官 ええ。今現在の衛星放送の関係ですと、すべて審査基準のほうにありますので、その並びで書けるというものは書いて構わないのではないかと。ただ、その中の根本的な、例えば災害放送をやるとか、調和原則とか、そういったものについては、やはり告示に移しかえをした方がよからうと。そういったことで、この基幹放送普及計画の新たな性格として、審査基準としての性格を与えたと、法律段階という制度設計をしております。

○山本委員 わかりました。

○原島会長 よろしいでしょうか。

それでは次に、マスメディア集中排除原則の基本的な部分の法定化関係につきまして、磯融合戦略企画官から説明をお願いいたします。

○磯融合戦略企画官 それではパワーポイント資料の9ページをごらんいただけますでしょうか。まず、こちらでマスメディア集中排除原則に係る法改正の内容につきましてご説明をいたします。

マスメディア集中排除原則、ご案内のように、できるだけ多くの者に放送ができる機会を確保すると。それで表現の自由が共有されるようにするための記述ということでございます。

このマスメディア集中排除原則の根拠につきましては、従来の電波法に置かれておりました。その具体的な内容は、すべて総務省令に規定されていたという構造になっておりました。今回の法改正によりまして、根拠規定が放送法に移行いたしました。また、内容のうち基本的な部分、これを放送法に規定したと、まず、これが法改正の内容でございます。

具体的には、下の表をごらんいただければと思いますが、原則として、一の者は複数の基幹放送事業者に対して「支配関係」を有することができないと、この一番根本の部分を規定しております。このページの表にありますように、支配関係の具体的な基準としての議決権の保有割合ですとか、あるいは役員の兼務割合、あるいはマスメディア集中排除原則の特例などにつきまして、総務省令で定めることは放送法に規定されていると、これは今のマス排の省令の構造をこういう形で規定したということでございます。

次に、マスメディア集中排除原則の具体的な内容を定める総務省令につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。このページの表の下の箇所でございます。

マスメディア集中排除原則関係の総務省令、これは現在2つございます。ま

ずは基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令でございます。これは、マス排省令の中の8の中に全部書いております。これは新たに制定するものでございますけれども、その内容としては、現行の電波法に基づく放送局に係る表現の自由享有基準に規定されているテレビ、ラジオといった地上放送に関する規定、あるいは放送法施行規則に従来規定されていた、衛星放送に関する規定、これを統合して、法律の形のように整理したものでございます。

地上放送につきましては、ラジオ局を中心に、その内容について実は見直しを行っております。ここにつきましては次のページでご説明をいたします。

こちらでございますけれども、テレビ、ラジオといったメディアの別を考慮して、テレビとラジオを区別した、基準自体の見直しということを行っております。

1点目でございますけれども、ラジオ局の経営状況、これを復活しているという点にかんがみて、その経営の選択肢を拡大する。こういった観点から、コミュニティ放送は除いておりますけれども、それ以外のラジオ局について放送対象地域の重複がある、なしにかかわらず、4局までマス排の適用除外とする、こういった特例を新設するというところでございます。これによって、右側の一番端の図ですけれども、例えばラジオ4局までは、1人で議決権の保有が100%まで可能になるということでございます。

また、2点目といたしまして、放送局の相互間の制作協力、あるいはコンテンツ供給による経営環境の改善、あるいは地域の情報発信力の強化、これはラジオ局に限らず、放送局全体の課題であると。こういった認識に立ちまして、これを可能とするために、地上放送全般につきまして、3番目の○のところにご覧いただけますけれども、放送対象地域が重複しない場合だけでございますけれども、重複しない場合の議決権保有割合に関する支配基準、現行は「20%以上」となっておりますが、これを今回、枠組みを移行するに当たりまして、3分の

1以上に改正いたしました。ただ、こちら「33.33333%超」と書いておるのは、前のページにあります、法律では「何々を超える」という形で数字を定める、その部分が省令に委任されているものですから、3分の1以上と表記するためには「33.33333%超」と書かなければならないということで、3分の1ではそういう範囲を超えてしまうということでこういう書き方をしておるんですけども、こういった内容に改正するというごさいます。

これによりまして、図の下の段にありますように、これまではある地域のテレビ局に対して支配関係を有する場合には、別の放送対象地域のテレビ局には20%未満しか議決権の保有ができなかったんですけども、これが3分の1未満まで保有できるという形で、規制が大きく緩和されることとなります。

1枚おめぐりください。こちらにつきましては、認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令でございまして、これも平成20年3月、こちらで制定された現行の放送法に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令、これを引き継ぐものとして、内容的に移行するものとして、原則制定するものでございまして、それにつきましては、原則として、一の者は複数の基幹放送事業者に対して、支配関係を有することができないということになっておりますけれども、認定放送持株会社の場合は、経営の効率化などを目的としたグループ経営を可能とするという、もともとそういった目的の制度でございまして、マス排の特例として、原則として12まで異なる対象地域の放送局を子会社化できると。つまり50%超の議決権を保有することが可能とされているということでもあります。これは現在も可能とされております。

今回の制定に当たりましては、この内容をそのまま平行移動したと。法律の構造が変わっておりますので構造的には変わっておりますけれども、内容的には平行移動をしております。

ただ1点、下の赤枠で囲まれております部分なんですけれども、ここの部分
が変更箇所でございます。これは先ほどご説明しましたラジオ局に係る特例の
新設に係る規定の整備といたしまして、認定持株会社が、重複する各放送対象
地域において4局まで、コミュニティ放送を除くラジオ局を子会社化できると、
こういったことを制度化したものでございます。

マスメディア集中排除原則の法定化等につきましては、説明は以上でござい
ます。ご審議よろしくお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等がありますでしょ
うか。

これは本質的な話なのか、全く本質的でないのかよくわかりませんが、
「33.33333」、少数点以下5けたという意味はあるのですか。4けたで
はなく5けたになったという。

○磯融合戦略企画官 今、大体、株式の保有数が1,000ぐらいですかね。ち
ょうど、5つ置けば、要は実質的に3分の1と保有株式数を勘案すると、実質
的に3分の1以上と同等の効果が発生するというのを計算して5けたにしたと
いうことでございます。

○原島会長 実際の株式数がどのぐらいのけたであるかということから、そう
いうことですね。

○磯融合戦略企画官 そういうことです。

○原島会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○山本委員 よろしいでしょうか。

○原島会長 どうぞ。

○山本委員 基本的なことをお伺いしたいのですが、1つはこのような、特に
ラジオ局の4局までの保有を認めるという改正をした場合に、実際にこれは使

われて、現在のラジオ局の経営が非常に難しくなっているという状況がかなり改善されるという見通しがあるのかということ。それからある意味逆なんです、これはあくまで、表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが確保されている場合に認められる例外であるということだと思いますので、このような改正をしてもなお、表現の自由の多元性が確保されるということが、判断が前提にあると思うんですが、この2点についてもう少し説明をしていただけないでしょうか。

○林企画官 1点目でございますけれども、パブリックコメントでも13社から意見が寄せられているんですけども、ほとんどの事業者、11社から、今回のこうした4社まで緩和するということについて賛成であるという意見が寄せられておまして、我々が聞いた範囲でも、ぜひ、こうした4局までの緩和をしていただければ使っていきたいと言われております。

それから2点目の多元性の確保が大丈夫なのかという点でございますけれども、今回、4という数字を考えるに当たって、まさにそのところを考えたわけございまして、1つは多元性を確保する、あとは多様性ですとか地域性とか、そういったことを確保する必要はあると。一方で、ラジオの経営環境の悪化ということ踏まえまして、経営の柔軟性を確保すると。その両者を確保するために、無制限ではなくて、4つぐらいが一番使われて必要な措置と言えるのではないかとということで、今回、この4という数字を出してきたものでございます。

具体的に4という数字なんですけれども、現行のラジオ局の体制としまして、AM1局、FM1局と、放送対象地域の中で合計2局体制になっているところが47都道府県のうち27県、過半数の県でございます。その中で、今回の措置によりまして、放送対象地域内でのラジオ事業者同士の連携を可能にするとともに、放送対象地域を超えた連携も可能とする、複数の放送対象地域での連

携も可能とすると。そのために2掛ける2で4というのを上限として設定しているものでございます。

○山本委員 あるいは、場合によってはさらに、この規制を緩和するということもあり得ると、これは状況を見ないとわからないと思うんですけども、今の見通しとして、その辺はどうなんでしょうか。

○林企画官 そうですね、今回の措置によりまして、事業者の方の動きを見ながら、さらに緩和してほしいといった要望、実際にそれが使われる必要性があるといったような状況、経営環境の変化とか、そういったことも踏まえまして、引き続き必要な措置があれば、それは検討していくということになるのかと思います。

○原島会長 よろしいでしょうか。それでは次に、安全・信頼性の確保関係、有料放送の提供条件関係及びその他規定の整備について、磯融合戦略企画官から説明をお願いいたします。

○磯融合戦略企画官 それではまた、パワーポイント資料の12ページをお開きいただきますでしょうか。こちらでまず、全体図をご説明させていただければと存じます。

今回、法体系を整理するに当たり、放送法の統合というのをやっておるんですけども、それとあわせて電気通信事業法と放送法との間の規律の不整合の整理といったことも行っております。その1つが、この安全・信頼性の確保というところでございます。電気通信事業法では、安全・信頼性に係る制度、具体的には事業用電気通信設備規則ですとか、重大事故の報告というのは既に制度化されております。

他方、放送については、技術基準は品質に係る技術基準、これしか制度がございませんでしたので、今回、法体系の整備に当たって、安全・信頼性に係る技術基準、これを制度化して、また、その実効性を確保するために、重大事故

報告に係る制度を整備し、必要な場合には改善措置等の措置を講ずる。それによって、システム全体としての再発防止、安全性を高めていく、そういった構造になっております。

具体的には安全・信頼性の技術基準、下の改正内容のところがございますけれども、こちらにつきましては、冒頭申し上げましたように、その原案となる技術的条件を、現在、情報通信審議会技術分科会において審議中でございます。今、答申案についてパブコメかけたという状況でございますけれども、今回の諮問事項とも関連しますので、後ほど、簡単に次のページでご説明いたします。

また、安全・信頼性基準。こちらはハード側、ソフト側、一般放送、いずれも適用がございます。基幹放送については、ハード側、ソフト側、それぞれ責任分界点がどこかということを決めないと、だれが名あて人かというのがわかりませんので、そういう意味で、基幹放送局設備、ソフト、ハードの分界点を省令委任するという形で定められております。それにあわせて、重大事故報告という形の制度が設けられているということでございます。

次、おめぐりください。こちらに添付してございますのは、現時点で放送システム委員会、技術分科会の委員会で報告書案に盛り込まれた、地上デジタルテレビ放送の設備の技術基準案の概要でございます。簡単にでございますけれども、資料の上段に番組送出設備、要はマスターでございます。中継回線設備と親局中継局という地上放送の伝送に係る設備をそれぞれ段階別に示しております。今回の技術基準では、これらの設備ごとに、資料の下段にございますが、予備機器の配備ですとか停電対策といった措置の要否、内容を決めていくといった構成になっておるということでございます。

措置の程度につきまして、対象設備の区分ごとに、あるいは受信者への影響の波及度合いに応じて、広範なマスター、親局等については予備機器を確保するとか、確保まで求めるとか、あるいは影響が限定的な設備については、応急、

復旧機材の配備だけにとどめる、こういった形での検討がなされているところでございます。基本的な考え方は、ほかの衛星放送とかラジオ放送とかも同じでして、こういった構造の技術基準を現在検討しておるということでございます。

1枚おめくりください。それを念頭におきまして、今回諮問いたしましております重大事故報告についての省令案の概要を説明したいと存じます。

重大事故報告につきましては、先ほどの図を見ていただくとわかるように、地上系の親局、あるいは衛星系の放送局、これは事故の影響が放送対象地域全体に及びます。また、こういったことのために、故障時に即応体制の整備というものが強く求められるということで、下の絵の地上系親局、衛星系のところですが、15分以上停止した場合には報告の対象、法律の義務、報告も対象ということで整理をいたしております。

他方、地上系の中継局、あるいは登録一般放送、右側の一般放送ですが、これについては事故の影響が限定的であることと、一部設備が電気通信事業者の役務提供に依存している部分がございます。

先ほど、電気通信事業法との不整合の整理と申し上げましたけれども、電気通信事業法では2時間以上かつ影響を利用した3万以上の停止事故が報告対象ということになっておりまして、これを踏まえて、重大事故の報告基準を、停止時間2時間以上、影響利用者数3万以上ということで対象としたいと考えております。

ただ、無線放送につきましては、影響利用者数のカウントは難しゅうございます。このため、これは局のプランといいますか、対象局、地上系でいうとプラン局までという形で区切って、そこまでは報告対象義務であるという形で整理をいたしております。

なお、コミュニティ放送につきましては、下の※印のところに書いておりま

すけれども、零細の放送局が多く、重い規律は課せないということでございます。他方、地域の重要メディアだという役割もあることから、地上系の中継局に準じて、親局について停止時間2時間以上ということを経営の対象としております。

1枚おめくりください。次に基幹放送設備の範囲でございます。安全・信頼性基準の伝送回線の設備ごとに措置事項を定めるという構造にあると先ほどご説明いたしましたけれども、これを幾らだれに適用するのかというのを明確にするという意味で、省令で責任分界点を定めるということといたしております。今回の省令案では、幅を持たせて、選択可能な形で境界領域、分界点を定めるとしてあります。

この考え方としては、今回の法改正の目的が経営の柔軟化にあつて、境界線を厳密に定めてしまうと、その目的と矛盾する。また、現在、既に衛星放送、これBSとCSでございますけれども、それぞれ分界点が異なっている。具体的にいうと、地球局について、BSではソフト側なんですけれども、CSはハード側という、運用として違いがあるという現状がございます。こういった現実も勘案して柔軟に設定するという考え方で省令を定めております。具体的には地上放送、また、マルチメディア放送もそうなんですけれども、番組送出設備から中継回線設備—無線設備は、これはもう、当然ハード側なんですけれども、そこに至るまでの中で切ってもらって定めてもらうと。衛星放送につきましては、現在の運用をベースにして、地球局設備をどちらが持つか定めてもらうという形で、ハードとソフトの分界点をそれぞれ定めるように規定を整備したというところでございます。

1枚おめくりください。最後に、その他の諮問事項についてご説明したいと存じます。まず、有料放送に関する提供条件等の説明についての規定でございますけれども、まず、法改正の内容でございますが、現在、基幹放送の場合に

は、契約約款、これは有料放送をやる場合には認可制でございます。これを届出制に今回緩和をいたしました。一般放送についても、衛星やケーブルテレビ等は、契約約款は届出制だったんですけども、これをデタリフ化、届出制を撤廃するという形で法改正で対応いたしております。その上で、有料放送業務の提供条件ですとか、あるいはその概要の説明、あるいは周知義務ということに課して、適切に対応事業者に対して、事後的に改善措置を命ずると、こういった事後規制のスキームに移行したということでございます。これも電気通信事業法では既にそういった措置がなされておるところでございます。これを今回の法改正に当たって、放送の枠組みに移設したということでございます。

そういったことでございますので、電気通信事業法の関係規定とも完全に平仄をとるということで、もともとそういったことで方針を出していたものですから、省令につきましても、電気通信役務特有の規定は除外するとして、放送サービスのみの規定についてはすべて移設するという方針で省令を定めております。例えば、一番下でございますとおり、説明方法についてカタログ、パンフレット等の交付による説明、あるいは利用者が了解した場合ですけれども、電子メール、インターネットのホームページ、電話等の対応も可能とするとか、あるいは説明事項について、事業者、代理店の名称、連絡先、サービス内容、提供条件といった基本的事項を説明すると、こういったことを省令で規定いたしております。

今回、規制はある意味、強化の部分ではございますけれども、既にCS、あるいは対象となるCSケーブル、有料放送ですので主な対象はそこですけれども、対応について、既に電気通信事業者を営んでいるところもありますので、特に支障はないということで伺っております。今回のパブリックコメントでも全く意見はなかったということでございます。

1枚おめくりください。幾つか細目的な改正事項について簡単にご説明した

と思います。17ページでございます。

まず、第1に基幹放送の認定の公示期間。これは原則、比較審査をやりますので公示期間を定めるんですけども、NHKですとか放送大学、あるいは臨時目的の業務については比較審査の必要がありませんので、そういったものは公示する期間内に申請する必要がないということで、制度化しているぐあいでございます。

2点目でございますが、放送事項等の変更。これについては原則、許可が必要なんですけれども、特に衛星放送について非常にささいなものも許可を受けなくてはいけないので、ちょっと煩雑だという意見も寄せられておまして、放送の同一性が確保されるもの、補完放送に係る追加等、こういったものについては届出でよいという形で規制緩和をしております。それに係る省令整備でございます。

また、電気通信設備の変更。これについても許可が現在必要なんですけれども、これに同一性が確保されるもの、具体的にいうと電源設備を変更しますというケースですけれども、これについては届出でよいという形で規制緩和をして、その旨、省令を整備しております。

4点目は、これはもう説明は省略いたしますが、条番号のずれですとか、用語の置きかえ、あるいはほかの規定の改正を受けて機械的に改正をしている事項、実はこれが資料のかなりの部分を占めておるんですけども、この部分につきましては4に記載しておりますけれども、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

1枚おめくりください。最後にパブリックコメントの結果概要を付しております。全体につきましては、ここのことは諮問に係る事項についてのパブリックコメントに詳しく資料を添付しておりますけれども、概要をこちらごらんいただければと存じます。今回示させていただいた事項につきましては、一部要

望はございますけれども、改正案自体については、いずれも賛成意見が寄せられており、反対意見はございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。

それでは、説明及び場合によっては全体を通してのご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○前田代理 今の、事故の届出の、一般放送の中の小さいところで、2時間以上かつ3万以上と書いてありますが、CATVなんかでは、メンテナンスだとか何かで2時間以上とまるというのは、よくあることではないんですか。

○磯融合戦略企画官 やはりCATVも非常に重要な情報インフラでありますから、ある意味、そこを今回は制度化して、チェックできるスキームを設けたと。ケーブルテレビも、インターネットサービスをやっていれば電気通信事業法の適用を受けていますので、必ずしもその設備がすべて同じだというわけではないんですけれども、既にそういった重大事故の報告、事業法では2時間3万人という基準がありますので、そういった意味でいうと、そこを移行する部分については、それほど抵抗はないのかなと。また、3万人というのは非常に大きくございますので、零細なものはそこでまず省かれていくというところがあります。そういった意味でも、順当なところで基準対象がおさまるかなと考えております。

○原島会長 この安全・信頼性は非常に重要なことだと思うのですが、この規定は平常時の規定なのか、今回の震災のような場合でも適用可能な規定なのか、非常時には報告書もできないことがあるのではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○磯融合戦略企画官 はい。規定の性格という意味で言いますと、当然震災であったとしても、停止時間があれば報告をしていただくことになろうかと思

ます。ただ、それに基づいて、要は改善措置を課すかどうかという、震災で倒れたものを改善させるという話にはおそらくならないと思うんですけれども、そういった意味でいうと、そういうことをきちっと行政として、法律に基づく義務的な報告を受けて対応するという枠組みができているという意味では、ある意味ではその一定の効果というのはあるのではないかと思います。

○田中放送技術課長 現在、今、会長がおっしゃったのは時間の話のことでございますよね。

○原島会長 はい。時間及び、それから報告をどのくらいの間にしなければいけないかとかいろいろあるかと思いますけれども。

○田中放送技術課長 それはまさに、今、磯が申し上げたとおりの話だと思います。技術基準のほうはまた別途です。次回ご相談いたします。

○原島会長 ということでですね。はい、わかりました。

どうぞ。

○山本委員 すいません。例えば地上系の親局等であると停止時間が15分以上ということなのですが、これはこれまでの例からすると、どれぐらい件数があるのでしょうか。

○磯融合戦略企画官 そういった意味で言うと、さほど件数はございません。

○山本委員 それほど多くはないので、それほど報告義務が課せられる場合はそんなにはないだろうと。

○磯融合戦略企画官 そうなんです。ですので、現在、こういった事故が起こった際、任意でそういった情報は取り寄せていただいておりますけれども、それはそれで引き続きやるという前提で、行政としての情報はきちっと確保した上で、これはあくまでその安全性・信頼性の技術基準、あと報告という枠組みを回すための基準として、こういった形で設けておるとご理解いただければと思います。

○田中放送技術課長 具体的に、今、技術基準の方でも見ているんですけども、親局相当になりますと、事業者もこれを倒してしまうと、その親局を受けて、また中継局が倒れてしまう、受けられなくなってしまうということもあって、親局にはかなり、二重化とか、例えば電源関係も発電機も1日以上もつようなものを持っていたり、そういった対応をしております、今回の震災でも親局が地上テレビジョン放送で停波したということはありません。現実的には、もしあっても、例えばその発電が動き出すまでの時間ぐらい、1分とか2分とか、そのぐらいで復旧するというような実力には、今、なっているということでございます。

○山本委員 よろしいですか。もう1つ、そういたしますと、それよりも、もっと小規模な事故というのは、これは一切、報告義務はないということなんですか。それとも、まとめて報告するんですか。

○磯融合戦略企画官 これは、実は今回の諮問事項になっておりませんのでここに記載しておらないのですけれども、定期報告を省令で規定しております。基幹放送につきましては年2回、一般放送についても年1回報告をとりますので、そういった意味では全体の状況は把握できるということで、それを把握しながら全体のスキームをまた見直していくことも可能な形で制度設計をいたしております。

○山本委員 要するに、すぐに報告しなくてはいけないのがここにあるということですか。

○磯融合戦略企画官 そういうことです。

○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。大部にわたっているため、3項目に分けてわかりやすく説明いただいたんですが、このタイトルの長いものの存在と、その内容がどう対応しているのかという点。

○磯融合戦略企画官 まず、現行の省令を改正したものと、実質的な改正なん

ですけれども、電波法から公共法、放送法に移行したために、新省令の制定になっているものがございます。だから、そのときには大きく、一部改正する省令案の前に書いておるのは、実際にも改正、法的にも改正になっているものでございまして、あとマス排の省令が典型的ですけれども、これについては要するに、電波法から放送法に移設するので、実質的な改正なんだけれども、制定という法形式をとっているということであります。

最後の部分は省令ではなく、告示を2つ述べたと。ちょっとこれが慣例だということでございましたので、こういった形にさせていただきました。

○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。パブリックコメントも、いろいろ要望はありますけれども、基本的には賛成であると解釈していいわけですね。

よろしいでしょうか。それではこの諮問第13号及び第14号につきまして、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

報告事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会平成21年度業務報告書に付する総務大臣の意見について

○原島会長 次に、報告事項といたしまして、「日本放送協会平成21年度業務報告書に付する総務大臣の意見について」につきまして、奈良放送政策課長か

ら説明いただきたいと思います。

○奈良放送政策課長 説明申し上げます。右肩に「電波監理審議会報告資料」、タイトルとして「日本放送協会平成21年度業務報告書に付する総務大臣の意見」と書いた縦書きA4の資料をお開きください。これが総務大臣の意見そのものでございます。これは、放送法に基づきまして、業務報告書が日本放送協会から出されますと、それに総務大臣意見、これを付しまして、内閣を經由して国会に提出するものでございます。昨日、提出されてございます。その概要をご報告させていただきます。

前書きの部分、幾つかパラグラフございますが、最初のパラグラフと2つ目のパラグラフが基本でございます。最初のパラグラフに書いてありますとおり、もともと21年度予算は赤字予算だったんですけれども、その決算におきまして黒字化しております。そういったことを評価できるとしております。その中で、事業についてもおおむね平成21年度事業計画に沿って実施されており、妥当なもの認められるというのが、総務大臣意見のコアでございます。

他方におきまして、詳細に見てまいりますれば、必ずしも十二分には達成し切れていない項目もございます。それに関しまして、下記の記以下、1、2と書いてございますが、1でおおむね達成したと認められる業務、ページをめくっていただきますと、2ページ目の2で一層の取り組みが望ましいと認められる業務という形で項目を喚起してございます。特に2ページの2のみ触れさせていただきますと、4点、職員のコンプライアンス意識の徹底をさらにしてほしい、あるいは契約収納関係経費比率の削減をさらに努めてほしい、また放送番組への字幕付与等についても、自主目標を達成していないので頑張ってもらいたい、あるいは番組アーカイブの活用、これはNHKオンデマンドと言われているサービスでございますけれども、もともと赤字の予定でしたが、その赤字額が拡大しているのでさらに努力してほしい、こういったことを付させていただきます。

きまして、国会に提出しているところでおるところでございます。

以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。これは、現在は平成23年度ですが、平成21年度の業務報告書ということで、例年ですと今年の2月ごろに報告いただいておりますが、今年は事情により次の年度になったと解釈してよろしいのでしょうか。

○奈良放送政策課長 はい。法律に基づきまして、日本放送協会からいわゆる決算、財務諸表及び業務報告書は出されます。前段の決算につきましては、会計検査院の検査が必要になりまして、これが整うのは大体11月を過ぎるということになります。実質的には、この手の作業は結局、年度末にかかってまいりまして、今、会長にふれていただきましたとおり、大体2月以降、まさに年度末ぎりぎりに出されることが多うございます。今年度は若干、事務手続がおくられて4月に入ってしまった、そういうことでございます。

○原島会長 よろしいでしょうか。これは報告事項ということですので、ありがとうございます。

以上で本日の用意されております議題、終了いたしました。何か委員の方々からこれを機会にご意見ございますでしょうか。

○前田代理 震災の話でもよろしいですか。

○原島会長 ええ、何でも結構でございます。

○前田代理 今回の東日本の大震災に当たって、いろいろな知見が、いい部分、悪い部分得られたのではないかなと思います。そういう意味でもいろいろ、どんな事象が起こったのかというのをある程度評価をして、その上で何らかの手を打たなければいけないことというのを議論して、きちっと詰めておく必要があるのではないかなという印象を持ちました。

少し長くなるかもしれませんが、例えば、携帯電話等が直後に通じな

いというのは、これはもう、ある程度予想されたことではあるんですけども、相当長いこと通じない。私どもは関東圏にいたので、関東圏でも通じないし、まして被災地では非常に通じなかったと。ただ、つらつら見ると、例えばIP電話系とか、ツイッターとか、インターネット系はそこそこ役に立ったというのがテレビ情報等ではいろいろ言われているので、そういうメディアもそれなりに活躍したのかなという気がしました。携帯のメールも、遅かったけども通じないことはなかったということぐらいだったかと思います。あと、少し気になったのは、例えばNTTさんの伝言ダイヤルなんていうのがあるんですけども、私自身がかけてみたわけじゃないのでわかりませんが、あんまり世の中でそれを使ってというのが喧伝されてなかったかなという気がするので、あれは役に立ったのかどうかということとか、あるいは、携帯への緊急速報は随分たくさん入ってきたので、びっくりすると同時に、それなりに役に立ったなと思いますが、事業者さんによって速報が出されるのと出されない事業者さんとかあるかなという印象がありました。

そういったことがあったり、あるいは通信関係で基地局が被災したケース、あるいは停電というのが新しい問題になったのかなという気がいたしまして、非常用発電機の設備、バッテリーがないというのはほとんどないとは思いますが、バッテリーがあってもすぐにとまってしまったり、非常用発電機がない、あるいはあってもすぐとまってしまったりといったような、ほかのインフラの影響を受けて通信が影響を受けるというのは相当あったのかなという気がしました。

あと、特に被災地関係でいうと、テレビとか携帯もほとんど通じなくて、これはなかなかどうしたらいいのかすぐに思いつきませんが、いかにああいう形で情報を被災地の方々に早く届けるかという通信側のインフラをどう担保できるのかというのも、やっぱり大きな課題なのかなと思いました。

それから、もう1つは、会長ともときどき話をしたりしていましたが、被

災地でのテレビ受信ということに関すると、アナログ停波をそのままやって大丈夫なのかどうかということとか、あるいは、少なくとも被災地に対してそれをうまく支援するような仕組みというのが必要なのではないかなど。その支援の中身というのはいろいろあるかもしれません。停波をもうちょっと延ばすというのも1つの方法かもしれないし、チューナーを配るとか、あるいは共聴アンテナ、その他有線放送関係がもう壊滅している状態なので、おそらくそういうのをきちっと整備するような支援の仕組みというのは早急にやらなくてはいけないとか、いろいろ通信、電波、その他に関する事というのは、今回でいろいろ知見が得られたと思うので、よかったこと、悪かったこと等を整理して、この中でも議論したほうがいいかなど、そんなふうに思いました。

○原島会長 これに関して何か。

○山田委員 前田代理のお話に関連して、全く被災地の、一般の声を幾つか聞いた中で、停電下で携帯の充電もできない、テレビもつかない中でラジオを見直したという声を聞きました。電池があれば情報が入る。ろうそくの中でラジオを聞きながら震災直後に過ごしたという話を聞きまして、先ほどの集中排除の緩和の中で、ラジオ局の経営維持に配慮するお話もありましたので、ラジオというのが場合によっては、こういう時期にその優良性をまた見直されてもいいのかなと思いましたが、ひとつ発言させていただきます。

○原島会長 ほかに、よろしければこの機会に。今回の、特に東日本大震災の件、いろいろな形で我々ショックを受けているわけですが、やはりコミュニケーションの大切さといいますか、その中でも、電波の役割というのを、もう一度、これを機会に考え直してもいいのではないかと考えております。せっかく我々、電波という、ある意味では財産を持っているわけですので、それを今回のような場合に最大限に活用するにはどうしたらいいか、これはかなり長期的な話になるかもしれませんが、重要なことだと考えております。

同時に、今、会長代理からありましたように、短期的な話として、やっぱり被災地、大変な状況にありますので、それをどのような形で支援することができるのか、そういう被災地目線で考える、それはある意味では国民目線で考えるということになるかと思えますけれども、非常に重要なことだと思います。総務省としても、今、おそらくいろいろな調査を行っていると考えておりますので、ぜひそういう目線でよろしくできればと思っております。

特に総務省のほうからございますか。

○稲田大臣官房審議官 前田代理のおっしゃったことは、本当にそのとおりだと思っております、正にこういったことをきちっとやっていかなければいけないということで、我々も始められるところから必要な検討をやっているところでございます。

例えば、通信に関しましては、検討会を設けまして、「今回、通信が輻輳した」、これをどうしたらいいのか。あるいは、「インターネット等で新しいメディアを活用していろいろなコミュニケーションが図られた」、こういったものをさらに使うことができるのではないか。いろいろ検討することを始めているところでございます。

それから放送につきましては、安全性・信頼性の基準につきまして、審議会等でお諮りする予定ですが、これは一応、放送システム委員会等での検討は一通りできているのですけれども、この震災の影響を踏まえて、さらに見直す必要がないかということ、今、委員会で検討しております、それは正に、今回の震災の経験を踏まえて、技術基準を見直す点につきまして、いろいろとやっているところでございます。

また、テレビのデジタル移行につきましても、これは被災の状況、かなり推計もまじっておりますけれども、調査を行っているところでございます。これはいろいろな地デジ化に必要な作業、こういったものへの影響、それから自治

体なり放送事業者の声も踏まえて、こういったものについては検討していきたいと思っていますところでございます。

それから、ラジオの話が出ましたけれども、ラジオは被災のときに一番使われるということがわかっておりますので、これも関係の皆様のご協力を得て、ラジオをいろいろと集めまして、被災地に送るという取り組みを行っているところでございます。そのほか、携帯電話端末でございませうとか、あるいは業務用の無線端末でございませうとか、あるいは衛星携帯電話、こういった端末も災害時に有効なものですから、こういったものについても被災地に集めて送るような取り組みを行っているところでございます。

○前田代理 ちょっと補足させていただきますと、私、インフラ側のベースのところから出ておるものですから。先ほどおっしゃった衛星携帯電話、ある量をお借りして、復旧のため、今、仙台等に何千名か行っていますけれども、その連中の通信に使って、大変ありがたく思っております。

それからもう1つは、ふだん私も、非常時に緊急用の携帯で、当日、ちょっと混乱していたので、あんまりそれが通じなかったような気がします。私、個人用と業務用と両方持っています。業務用は非常対策用になっているんですが、全体が絞られたためか、それ事態が通じなかったかなという気がして、ちょっと記憶違いかもしれないんですが、向こうの非常用からかかってきたものは受けられるんですけども、こっちからはなかなか掛けられなかったような気もしましたし、何かそういう仕組み自体も、私なんかどうでもいいかもしれないけれども、見直さなければいけないところもあるかなという気もいたしました。

○野水電波政策課企画官 今の後段のお話につきましては、緊急用のものについては優先的に取り扱うようになっております。ただ、緊急用がさらに集中し発信されてしまうとどうなるかというようなこともあるかと思っております。いずれにせよ、先ほどお話しさしあげた検討会の場でも、そういうような事象を集

めて、今後、どのような対策をとるべきか検討していくことになると思います。

○前田代理 はい。どうもありがとうございます。

○原島会長 よろしいでしょうか。

閉 会

○原島会長 それでは、本日はこれで終了といたします。

次回の開催は平成23年5月18日水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)